

平成30年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成30年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成30年7月24日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 議案第63号 工事請負契約について(伊南学校給食センター建設事業厨房機器設置工事)
日程第 4 議案第64号 物品購入契約について(建設機械購入)
日程第 5 議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第 6 議案第66号 損害賠償の額の決定及び和解について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩明	総務課長補佐
渡部浩治	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○五十嵐 司議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、室井英雄君、13番、星光久君を指名いたします。



◎会期決定の件

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、議案第63号から日程第6、議案第66号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することといたしますので、その趣旨は簡単明瞭に質疑されるようご協力方よろしく申し上げます。

日程第3、議案第63号 工事請負契約について（伊南学校給食センター建設事業厨房機器設置工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成30年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第63号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、伊南学校給食センター建設事業厨房機器設置工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄骨づくり平屋建て1棟、建築面積が582.54平方メートル、厨房機器設置工事一式でありまして、設備業者8社を指名し、去る6月20日、指名競争入札を執行した結果、請負金額8,748万円で、会津ガス株式会社田島営業所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。なお、工事期間は平成31年2月28日までを予定しています。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第64号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第64号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、田島地域で稼働しております除雪ドーザの更新に係る物品購入契約であります。当該除雪車両は、平成12年に購入し、17年が経過、老朽化による馬力の低下と頻発する故障時の対応、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来している現状にあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により、除雪車両の更新を行うものであります。このため、6社を指名し、去る7月2日に指名競争入札を実施した結果、コマツ福島株式会社津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、14トン級車輪式除雪ドーザ1台、第4次排出ガス規制対策型で、契約金額を2,116万8,000円とし、納入期限は平成30年12月10日を予定するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしく願いします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 このドーザの更新にあたりまして、私は、今、この重機がみんな大型化してきている中においての、道路関係の維持はこれによってかなり道路の傷みが出ているような感じもするのですが、そこら辺において、どのような対処をしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

確かに最近道路をきれいに除雪しますので、道路が傷むというような状況はございますが、交通安全の部分ですとか、時代が求める要請、それを考えますと、今のよう形を維持していくのが、これからも維持していくのが除雪の務めかなというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、答弁をさせていただきます。

道路除雪の関係ですが、道路が傷みますので、道路の監視員の方をお願いしまして、道路を点検しています。それで必要に応じて春先に舗装の穴埋め等の対応をしております。大型化ということで、道路の痛みは確かにあるわけでございますが、住民生活を守るという観点から必要な対応をしているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 私が危惧するのは、橋の老朽化も今後進んでくると思うんですね。そうすると、場合によっては橋の老朽化に対しては、順次、町でも整備をしているようですが、長いこと見ていくと通行不可能な橋も出てくるのかなというように感じも受けられますので、この重機に関してそういう質問をして、これはちょっと違うかなとは思いますが、そういう橋脚の計画性も今後は考えてやっていただきたいなと思うので、お願いします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

橋、町内に428橋ということで、かなりの橋がございます。当然のことながら、今、長寿命化計画ということを持ちながら、定期的な点検、そして整備を行っているところでございますので、そこは長期的な視点に立って、今後とも整備を進めていきたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○12番 高野精一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第65号 損賠賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第65号 損賠賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は損害賠償に係る事件でありまして、その金額が100万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、平成29年12月14日、除雪専門員が町所有の除雪車両を運転し、黒沢地内の町道の除雪作業を行っていた際に、追い越しする車両のスペースを確保するために、除雪車両を後退させたところ、町道の隣接地に建立されていた観音堂に衝突し、損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金237万6,000円を支払うことで協議が調いましたので、議会の議決を求めるものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第66号 損賠賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第66号 損賠賠償の額の決定及び和解についてをご説明申し上げます。本件は損害賠償に係る事件でありまして、その金額が100万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、本年1月25日、除雪専門員が町所有の除雪車両を運転し、荒海中学校駐車場の除雪作業を行っていた際に、国道121号に設置されている信号機の支柱に衝突し損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金160万9,200円を支払うことで協議が調いましたので、議会の議決を求めるものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

平成30年第2回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 室井 英雄

署名議員 星 光 久